

製ス、價銀六七匁、外見ヨリ貴價也、其後爪折手傘ヲ製ス、潜止ノ事也、

〔武家當時裝束抄〕行粧具傘 柄黒塗又朱にして小骨同斷又朱細なり竹紙朱傘にて、主人下轄の時、

雨天ならば袋を取り、及び油傘は朱の爪折也、日傘は爪折にあり、今は別に朱紙の油傘を用意して持するなり、依て日傘なり、油傘は朱の爪折也、日傘は爪折にあり、今は別に朱紙の油傘を用意して持すべし、室町將軍家の比、日傘は格に由るべし、又朱紙の御意すべし、此傘は近習のもの、供衆番方にはこしらへ様、赤うるし、小骨黒ぬり紙黒し、裏紙黄紙のよし、朱紙なり、御

傘描紋記號

〔貞順故實聞書條々〕三同笠笠雨の事、紋を出したるはあしく候、女房衆若衆などは、色々紋を出し候、

〔萬金産業袋器一財〕傘細工

紋の書様常のさし用かさに、もん所あるひは大字等を書んには、墨屑を二三日まへ水につけ、すり鉢にてよくすりてかく、透して見て村なきやうにぬるべし、文字なればとて、一向書すては格別、少しにてもなをし懸りては、ちくと計なをして置けば、油を引目にすけて至極むさし、よく斑なくぬりて油をひくべし、又朱紋といへ共大方は丹也、下地の白紙に丹にて書ときは、常のゑのぐの如く、丹に薄にかわをいれて書べし、是なをむら見へてはむさし、扱陰にかきて薄墨をいれんには、海羅よのにて墨をうすくしぬる也、薄すみはむら付たがり、ひきにくきもの也、右ふのり合にては、すこしもむらなく出来る、

〔守貞漫稿〕三傘履享保以來、今世ニ至リ蛇ノ目傘、端ノ青紙ノ所ニ定紋ヲ描ク、青紙ヲキリヌキ、白紙ヲ以テ補之テ記號ヲ近年江戸男女楓傘ニハ、専ラ荅テ骨番ヒ以上ニ朱紋ス、

江戸今世男女蛇ノ目傘、紅葉傘等ニハ、荅テ後ニ他ト混ゼザルノ備ヘニ、左圖ノ如ク黒蛇ノ目ニハ朱漆ヲ以テ、自稱ノ一字、或ハ家號ノ一字、又ハ定紋ヲモ描之、白紅葉傘等ニハ黒漆書ス、京坂ニハ稀ニ誌之、江戸ハ不描ヲ稀トス、蓋三都トモニ日傘ト雨傘モ、番傘ト云粗物ニハ不描之也、